

調布市建築物再生可能エネルギー利用促進計画(建築物再エネ利用促進計画)に基づく

太陽光発電設備等の設置促進に向けた 建築士から建築主への説明義務制度が 令和7年4月1日から開始

市内全域において、建築物の新築・増築の設計を行うときは、建築物省エネ法に基づき、建築士から建築主に対して、建築物へ設置できる再エネ利用設備（太陽光発電設備・太陽熱利用設備）の種類及び規模等について、工事着手前までに書面を交付して説明することが義務付けられます。

※文化財等や仮設建築物、建築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下の建築物を除く

多摩地域初となる

建築士/建設業界団体向け

説明会開催

2月21日
(金曜日)

午後7時開始

◆会場 ★市外の事業者の方もご参加いただけます

@調布市文化会館たづくり

10階 1002学習室

開場・受付 18:30

直接会場にお越しください。

◆オンライン (Zoom)

参加方法は、調布市ホームページをご覧ください。

◆動画配信

説明会後に、制度について説明会資料を元に解説した動画を配信予定

<説明内容>

調布市における建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の内容や再エネ利用促進計画で定める措置の一つである建築士から建築主への説明義務制度についてご説明します。



制度の概要・説明会の詳細
は調布市ホームページ参照
(左記2次元コードから
アクセス可)



調布市小島町 2-33-1 京王線調布駅広場口から徒歩4分